

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
213	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表8 対応手段等 格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却 格納容器下部注水系(可搬型)において、等が付くものと付かないものがある。適切な対象となっているか検討すること。		添付3の表1～19については、設置変更許可申請書の「重大事故等対策における手順書の概要」をもとに作成している。 ご指摘いただいた箇所は、設置許可上、自主対策設備も含めた記載としているので「等」をつけていた。 今回、当該箇所を見直した結果、現状の記載方法では格納容器下部注水系(可搬型)の手順着手の判断基準であることが分かりづらいことから、修正例のとおり、「格納容器下部注水系(可搬型)による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。」を追加することとした。 他の類似箇所についても同様に修正を実施する。	
216	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表14 作業性 蓄電池内蔵型照明は工認で名称が変更されたと思うので、適切な名称に変更すること。		<del>可搬型蓄電池内蔵型照明</del> 可搬型照明に修正した。	

No.	審査会合 ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
226	ヒヤリング	2020/9/30	添付3	No.194追加コメント 17条の7、17条の8では手順に用語統一したとのことだが、添付3その他の箇所でもマニュアルという用語が出てくるので適切な用語か再度検討すること。		適切な用語か検討を行い、必要な箇所は適正化を図った。	
227	ヒヤリング	2020/9/30	第88条の3	No202追加コメント 「原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書」並びに「電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書」となっているが、それぞれ固有名詞を接続しているため「並びに」ではなく、「及び」が適切ではないか。		「原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書及び電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書」に修正した。	
228	ヒヤリング	2020/9/30	添付3	No210追加コメント 設置許可では「●●モード」、既許可の保安規定条文では「△△系」と同じ機能を別の用語で示しているため、保安規定としては「△△系」で統一することは理解した。しかし、設置許可との整合という観点で△△系は●●モードと対応することを注釈で示したほうがいいのではないか。		保安規定においては、既条文に倣い「△△系」で統一する。 設置許可から保安規定へ記載するにあたり、保安規定の用語に読み替えて記載していることを明確にするため、設置許可に記載の残留熱除去系のモードと保安規定に記載の系統の対応関係を以下に示す。 ・低圧注水モード ⇒低圧注水系 ・原子炉停止時冷却モード ⇒原子炉停止時冷却系 ・サブプレッション・チェンバ・プール水冷却モード ⇒サブプレッションプール冷却系 ・格納容器スプレイ冷却モード ⇒格納容器スプレイ冷却系 ・燃料プール冷却モード ⇒燃料プール冷却系	
229	ヒヤリング	2020/9/30	添付3	添付3 1.(3)項では1.1項及び1.2項を含む「計画」を策定するとあるが1.3項(手順書の整備)を含めていない。 一方で添付2では手順書の整備も含めて「計画」を策定するとあり「計画」をどのように使い分けているのか。		SAでは、計画(1.1及び1.2を含む計画)は防災安全GMが定め、手順は添付3の1.3項及び表1～19で規定されている手順を基本とするため、添付3 1.(3)では1.1項及び1.2項を含む「計画」とし、1.3項(手順書の整備)の手順は1.(4)に記載した。 1.1の体制の整備、教育訓練、資機材の整備や1.2のアクセスルートの確保について、防災安全GMが定めるマニュアルを「計画」としている。	